

《災害時死後歯科所見採取に関するアンケート質問項目》

・よろしければ、あなたについてお答えください（回答は任意です）。

1. 派遣時における、あなたの「死後の歯科所見採取・歯牙鑑定」の経験をお教えてください。

1-1. 歯科所見採取の件数

a. なし b. 10件未満 c. 10件以上～100件未満 d. 100件以上

1-2. 歯牙鑑定の件数

a. なし b. 5件未満 c. 5件以上～10件未満 d. 10件以上

2. 派遣された県及び時期をお教えてください。

2-1. 岩手県

a. 3月 b. 4月 c. 5月 d. 6月 e. 7月 f. なし

2-2. 宮城県

a. 3月 b. 4月 c. 5月 d. 6月 e. 7月 f. なし

2-3. 福島県

a. 3月 b. 4月 c. 5月 d. 6月 e. 7月 f. なし

・派遣について、以下の問いにお答えください。

3. 今回の登録（エントリー）及び派遣決定・通知の方法について改善すべきであった点などがありましたら、ご指摘ください。

（具体的事項記載欄）

4. 派遣前に、特にどのような情報があればよかったですか、お知らせください。また、特に有用であった情報は、どのようなソースによるものでしたかをお聞かせください。

（具体的事項記載欄）

5. 現地での被派遣者間の情報交換や引き継ぎは十分でしたか。

a. 十分であった。

b. 不十分だが支障はなかった。

c. 不十分だった。

d. その他（具体的に：.....）

6. 今回はいくつかの事情により、初期を除き「実働6日で、原則全員入れ替え」という方針で派遣に応じていただきました。これについてご意見等がございましたら、お知らせください。

（具体的事項記載欄）

7. その他、今後支援対策本部が設置された際の派遣の態様について、ご提案等がございましたらお示しください。

（具体的事項記載欄）

・現場における歯科所見の採取について以下の問にお答えください。

8. 検査された場所はどのような施設でしたか（複数回答可）。

派遣先の県別にお答えください。

8-1. 岩手県

- a. 学校・体育館
- b. 工場・倉庫等
- c. その他（具体的に：.....）

8-2. 宮城県

- a. 学校・体育館
- b. 工場・倉庫等
- c. その他（具体的に：.....）

8-3. 福島県

- a. 学校・体育館
- b. 工場・倉庫等
- c. その他（具体的に：.....）

9. 電気はどのように確保されておりましたか。派遣先の県別にお教えてください。

9-1. 岩手県

- a. 通じていた。
- b. 発動発電機などを利用していた。
- c. なかった。
- d. その他（具体的に：.....）

9-2. 宮城県

- a. 通じていた。
- b. 発動発電機などを利用していた。
- c. なかった。
- d. その他（具体的に：.....）

9-3. 福島県

- a. 通じていた。
- b. 発動発電機などを利用していた。
- c. なかった。
- d. その他（具体的に：.....）

10. 水道はどのように確保されておりましたか。派遣先の県別にお教えてください。

10-1. 岩手県

- a. 通じていた。
- b. 通じていなかった。（供給方法：.....）
- c. その他（具体的に：.....）

10-2. 宮城県

- a. 通じていた。
- b. 通じていなかった。（供給方法：.....）
- c. その他（具体的に：.....）

10-3. 福島県

- a. 通じていた。
- b. 通じていなかった。（供給方法：.....）

c. その他（具体的に：.....）

11. 歯科所見採取時は、検案台の上で行うことができましたか。
派遣先の県別にお教えてください。

11-1. 岩手県

- a. できた。
- b. できなかった。
- c. その他（具体的に：.....）

11-2. 宮城県

- a. できた。
- b. できなかった。
- c. その他（具体的に：.....）

11-3. 福島県

- a. できた。
- b. できなかった。
- c. その他（具体的に：.....）

12. 死体検案の流れのどの時点で歯科所見採取を行いましたか。
派遣先の県別にお教えてください。

12-1. 岩手県

- a. 警察官による見分のあと。
- b. 警察官による見分後、医師による死体検案のあと。
- c. 不明
- d. それ以外（.....）

12-2. 宮城県

- a. 警察官による見分のあと。
- b. 警察官による見分後、医師による死体検案のあと。
- c. 不明
- d. それ以外（.....）

12-3. 福島県

- a. 警察官による見分のあと。
- b. 警察官による見分後、医師による死体検案のあと。
- c. 不明
- d. それ以外（.....）

13. 設備について、検査を行う上で特に支障を感じたことはありましたか。それはどのようなことですか。

- a. 特になかった。
- b. あった。
（具体的に：.....）

14. 検査は、ダブルチェックシステム（2名の歯科医が検査者と記録者になり、終了後にはその役割を交代し、チャートを確認する方法）で行いましたか。
- 行った。
 - 検査者と記録者が相談しながら、チャートを記入する方法を行った。
 - その他（具体的に：.....）

15. 検案場所に用意されていた器材についてお教えてください。

派遣先の県に○をし、派遣時期を記入し、以下に示した器材（ア～ハ）について用意されていたものの記号に○をつけてください。

- (ア) デンタルチャートの用紙
- (イ) 筆記用具
- (ウ) パーソナルコンピュータ
- (エ) コピー機
- (オ) ペンライト
- (カ) 紫外線ライトあるいはブラックライト（レジン充填検知用）
- (キ) ガウン
- (ク) マスク
- (ケ) グローブ（ゴム、軍手）
- (コ) ガーゼ
- (サ) 開口器
- (シ) 口角鉤
- (ス) 舌圧子（スパチュラ）
- (セ) 歯ブラシ
- (ソ) デンタルミラー
- (タ) 短針
- (チ) デンタルフロス
- (ツ) 綿花
- (テ) 口腔内写真撮影用のカメラ（デジカメを含む）
- (ト) グスタフソンミラー（口腔内写真撮影用）
- (ナ) ポータブル歯科用エックス線写真撮影装置（アナログ、充電式でないタイプ）
- (ニ) 充電式ポータブル歯科用エックス線写真撮影装置（ノーマッド）
- (ヌ) デンタルフィルム、現像液、注射筒と注射針
- (ネ) 充電式ポータブル歯科用デジタルエックス線写真撮影装置
（デキシコもしくはレクスター）
- (ノ) 防護衣
- (ハ) 防護手袋

例) 岩手、宮城、福島 4 月：

ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ ヌ ネ ノ ハ

・岩手、宮城、福島 _____ 月：

ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ ヌ ネ ノ ハ

・岩手、宮城、福島 _____ 月：

ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ ヌ ネ ノ ハ

・岩手、宮城、福島 _____月：

ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ ヌ ネ ノ ハ

16. 設問 15 で列挙された器材以外に、自分で持参したものがあればお教えてください。
また、ご自身が使用されて便利であった器材がありましたら、その利点等についてお聞かせください。

(具体的事項記載欄)

17. 通常の検案内器材の他に必要だと考えられるものにつき、用意されていたもの、用意できなかったものにかかわらず、ご指摘ください。

- a. 特になかった。
- b. あった。

(具体的事項記載欄)

18. 備品・消耗品等で日本法医学会として常備しておくべきと考えられるものがありましたでしょうか。それは为什么呢。

- a. 特になかった。
- b. ある。

(具体的事項記載欄)

19. 口腔内写真の撮影を行いましたか。

- a. 行わなかった。
- b. 行った。→県名に○をして、時期、件数(概数可)を記入してください。
 - ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件
 - ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件
 - ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件

20. 設問 19 で「a. 行わなかった」に○をした方は、その理由をお教えてください。
(複数回答可)

- a. 必要ないと思った。
- b. 時間がなかった。
- c. 人手がなかった。
- d. その他

(具体的に:)

21. 口腔内写真のデータはどのように保存しましたか。

派遣先の県別に、またその時期もお教えてください。

21-1. 岩手県: 時期 _____月

- a. 警察官に全て渡し、自分は1枚も保有していない。
- b. 警察官には渡さず、自分で保有している。
- c. その他

(具体的に:)

21-2. 宮城県: 時期 _____月

- a. 警察官に全て渡し、自分は1枚も保有していない。

- b. 警察官には渡さず、自分で保有している。
- c. その他
(具体的に：.....)

- 21-3. 福島県：時期 _____月
- a. 警察官に全て渡し、自分は1枚も保有していない。
 - b. 警察官には渡さず、自分で保有している。
 - c. その他
(具体的に：.....)

22. エックス線写真の撮影を行いましたか。
- a. 行わなかった。
 - b. 行った。→ 県名に○をして、時期、件数（概数可）を記入してください。
 - ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件
 - ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件
 - ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件

23. 設問 22 で「a. 行わなかった」に○をした方は、その理由をお教えてください。（複数回答可）
- a. 必要ないと思った。
 - b. 時間がなかった。
 - c. 人手がなかった。
 - d. その他
(具体的に：.....)

24. エックス線写真のデータはどのように保存しましたか。
派遣先の県別に、またその時期もお教えてください。

- 24-1. 岩手県：時期 _____月
- a. 警察官に全て渡し、自分は1枚も保有していない。
 - b. 警察官には渡さず、自分で保有している。
 - c. その他
(具体的に：.....)

- 24-2. 宮城県：時期 _____月
- a. 警察官に全て渡し、自分は1枚も保有していない。
 - b. 警察官には渡さず、自分で保有している。
 - c. その他
(具体的に：.....)

- 24-3. 福島県：時期 _____月
- a. 警察官に全て渡し、自分は1枚も保有していない。
 - b. 警察官には渡さず、自分で保有している。
 - c. その他
(具体的に：.....)

25. デンタルチャートの記載について戸惑ったことや疑問に感じたことがありましたらお答え

ください（項目別をお願いいたします）。

25-1. チャートの書式
（具体的事項記載欄）

25-2. チャートの用語
（具体的事項記載欄）

25-3. 所見欄
（具体的事項記載欄）

25-4. その他
（具体的事項記載欄）

26. 今回の派遣で記載したデンタルチャートの件数をお教えてください。
県名に○をして、時期、件数（概数可）記入してください。

- ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件
- ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件
- ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件

27. 今回の派遣で照合を行いましたか。

- a. 行わなかった。
- b. 行った。→県名に○をして、時期、件数（概数可）を記入してください。
 - ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件
 - ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件
 - ・岩手、宮城、福島 : 時期 _____月 : _____件

28. 設問 27 で「b. 行った」に○をした方は、照合に関しては生前資料として何を
用いましたか。（複数回答可）

- a. カルテ
- b. デンタル写真
- c. パノラマ写真
- d. カルテ内容を列挙したもの（情報提供書）
- e. その他
（具体的事項記載欄）

29. 派遣先の警察官は、歯科所見採取に関して協力的でしたか。

- a. 協力的であった。
- b. 協力的ではなかった。
- c. その他
（具体的事項記載欄）

30. 地元の警察歯科医会との関係は、どうでしたでしょうか。

- a. 全く接触がなかった。
- b. 友好的であった。
- c. あまり友好的ではなかった。

- d. 意見の対立があった。
- e. 良く分からない。
- f. その他
(具体的事項記載欄)

31. 警察庁および日本歯科医師会によるデータベース化が検討され始めていますが、これについてご意見がございましたら、お知らせください。
(具体的事項記載欄)

32. 昨年 10 月、都道府県警察本部に充電式でポータブルの歯科用デジタルエックス線撮影装置が配備されましたが、これについてご意見がございましたらお教えてください。
(具体的事項記載欄)

33. 検査を行う際、あるいは行った後に、特に精神的に負担を感じたことはありましたか。それはどのようなことですか。
(具体的事項記載欄)

34. その他、歯科所見の採取にあたりお気づきの点がありましたらお教えてください。
(具体的事項記載欄)

35. 最後に、今回の支援活動を通じてのご感想をお聞かせください。
(具体的事項記載欄)

両者で 86.2% を占めた。歯科所見採取件数が、過去「100 件以上」という経験豊富な派遣者が 31.0% であったことは、心強い支援活動の状況であった。「10 件未満」は 4 件、「なし」は 0 であった。なお、「10 件以上～100 件未満」の選択肢について、回答者から“分類基準の幅が広すぎる”との指摘がなされた。

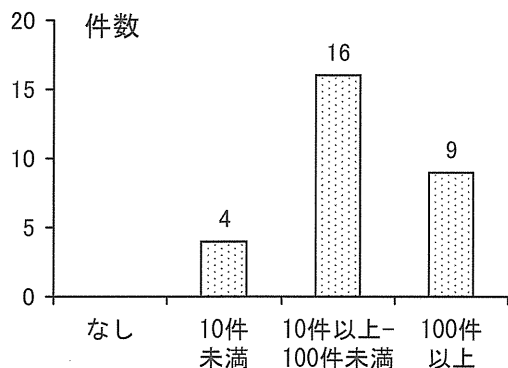


図 1-1. 派遣時における「死後の歯科所見採取」の経験件数

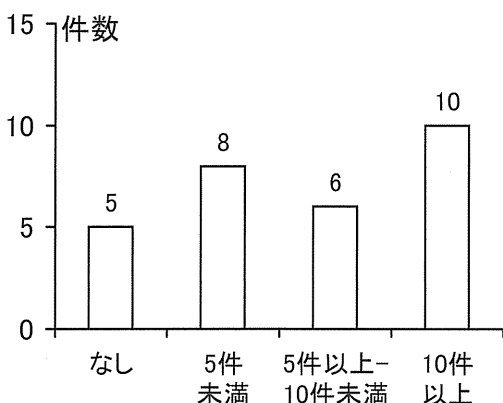


図 1-2. 派遣時における「死後の歯牙鑑定」の経験件数

1-2. 歯牙鑑定の件数

死後の歯牙鑑定の経験件数を図 1-2 に示した。歯牙鑑定の経験件数では、「10 件以上」が最も多く 29 件中 10 件 (34.5%)、ついで「5 件未満」が 8 件 (27.6%) であり、「5 件以上～10 件未満」は 6 件 (20.7%)、「なし」は 5 件であった。

歯科所見採取の経験件数において、「10 件以上～100 件未満」および「100 件以上」の計が 86.2% と比較的高かったにもかかわらず、歯牙鑑定の経験件数での「10 件以上」が 34.5% と低い結果であったことを勘案すると、歯科医に歯牙鑑定が嘱託される事案が少ない状況にあると考えられる。すなわち、歯科所見の採取は法医

解剖における一検査に過ぎないとされ、鑑定嘱託書が交付され行う鑑定にまで至っていない状況がうかがわれる。

2. 派遣された県および時期

派遣された 3 県について、時期別にみた延べ人数（以下、「延べ」を省略）の変動を図 2 に示した。

岩手県に派遣された人数の合計は 26 人で、時期別にみると 3 月が 7 人、4 月が 5 人、5 月および 6 月がともに 6 人、7 月は 2 人であった。

宮城県には 25 人が派遣され、3 月が 11 人と最も多く、4 月が 9 人、5 月は 5 人、6 月および 7 月は 0 人であった。

福島県には 5 月のみ 2 人が派遣され、他の月の派遣人数は 0 であった。初期（3 月、4 月）においては、宮城県への派遣者のほうが多く、3 月は 11 人、4 月は 9 人であったが、5 月以降では、岩手県への派遣者のほうが多かった。岩手県への派遣人数についての時期別変動は、3 月～6 月までの 4 ヶ月間は 5～7 人で、派遣人数に大きな差は見られなかった。宮城県への派遣人数の時期別変動において、初期（3 月、4 月）が多かったのは、被災者の収容数が初期においてとりわけ多かったためであると思われる。福島県への派遣は原発問題が大きく影響していることが分かる。

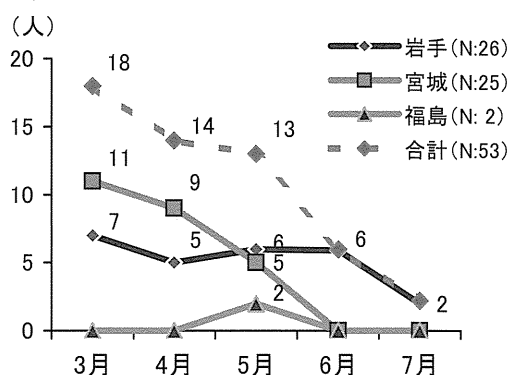


図 2. 派遣された県別および時期別にみた変動

・派遣について

3. 今回の登録（エントリー）および派遣決定・通知の方法について改善すべき点

「改善すべき点」として挙げられたコメントは次ページに掲げるとおりである。

「改善すべき点」

1) エントリーについて：

- 直接本人に通知してもらえれば働きやすいと思う。
- 登録後、まったく連絡のない期間があったので不安になった。それ以外には特はない。
- エントリーに関しては問題ないと思う。派遣決定が、直前過ぎたので、いくら大学に勤務しているといっても、雑多の業務等をやりくりする時間は必要だし、家族も心配したので、決定だけは早くしてほしいと思った。
- 法医学会のメーリングリストに登録していないので、派遣の募集をしていること自体を知らなかった。被災地の検死の志願者が不足している場合に、インターネットを利用していない法医学会会員にも電話などの別の手段で募集の通知があれば助かる。少数派だと思うが。
- エントリーの状況（どの時期にエントリーが集中しているか等）について、こちらで判断できるように改善すべきと思う。
- 発生後、2～3日して登録したが、関東地方の先生方には順番がまわっても、関西以西にはなかなか順番がまわらなかった。法医歯科学の講座のある大学がないからだろうか。緊急車両の事前登録車なので、レントゲン、現像機、基本セット、照明装置、カメラ等を積んで早期に現地に行くつもりだったが、ガソリン不足と出務要請がなかったため、やっと1ヶ月経過しての出務となった。
- 初期の時点では仕方ないと思うが、派遣が決定してから出発までが1～2日程度だったので、派遣者の通知はもう少し早いほうが余裕をもって準備できるといった。

2) 派遣元について：

- 法医学会からの派遣であるのか、歯科医師会からの派遣であるのかが不明であった。
 - 初期段階で、どのような順番で派遣が決定されていたのか不明であった。会員にはもっとオープンにするべきであったと思う。
 - 歯科医師の派遣元を一本化すべきである。
 - 初期の登録方法が一元化されておらず、現地の希望どおりの派遣が必ずしも実現していなかったのではないか。
- ### 3) 関連省庁との連携について：
- 派遣依頼については、各県警からではなく、警察庁が統括して実施すべきであったと思う。
- ### 4) 現地へのアクセスについて：
- 初期の段階での出動であったため、現地へのアクセス法（車両の確保等）が難渋した。警察庁と関係県歯との連携を高めていただきたい。

その他の意見

1) エントリーについて：

- 3月中旬の発災であったために大学は春休みであったことが幸いした。5月に入り、授業の関係で出動できなくなった。これは、どの研究機関も同じことで、この中での派遣決定は難儀であり、学会庶務委員会としては最善だったのではないだろうか。
 - 法医学会の災害対策本部の先生方は大変なご苦勞であったと思うが、コーディネーターとしての役割は十分に果たしておられたと感じたし、エントリー等に関しての問題点はなかったと思う。
 - 当初の登録方法については、派遣時期、場所等が定かではないため仕方なかったと思う。後の登録方法については、時期、場所の希望が選択でき、良かったと思う。
 - 緊急のことであったし、今回の方法がベストではないが、よくオーガナイズされていたと思う。この点に関しては、コーディネーターの青木先生（名古屋大）のお力が大きいものとする。
 - 対策本部の理事の先生方、特に青木先生からはまめにご連絡を頂戴していたので、出張手続き等をスムーズに進めることができた。
- ### 2) 派遣元について：
- 派遣決定、通知についても、当初は直前であったのは仕方ないと思う。

身元確認に従事する歯科医師の募集を行う場合、学会のメーリングリストを利用することが最善と思われる。そのためにはすべての会員がMLへ登録していなければならないが、個人情報侵害等を恐れて登録しない会員においては

有事の際の連絡はつかない可能性が高いと思われる。したがって、会員自ら学会事務局等へ連絡し、支援の意思表示をして頂くことに期待することになる。

「あれば良かった情報」

1) 必需品・服装について：

- 現地で必要な物品についての情報。学会で、岩手県の先生方から内容を直接伺い、有り難かった。
- 刻々と変わる状況に情報が少なく、特に何を持って行くべきか、何が必要かの情報がなく、困惑した。
- 有用であったのは FO net の ML であった。友人からの現地情報（TEL やメール）を参考に準備した。特に服装については有用な情報を得ることができた。
- 法医学会からのメールを毎日見て情報を得ていた。現地の状態は日々変化すると思い、自己完結型をとった。
- 過去の経験により、必要最低限の道具を準備した。段ボール 3 個を宅配にて。派遣前の情報として、レントゲン装置等の必要の有無であった。電源の確保を考えて持参しなかった。
- 現地に備蓄されている器材、消耗品の種類、量、持参する器具等の情報があれば良かったかと思う。

2) 派遣場所（検案所）における器材の整備状況について：

- 派遣場所の状況（設備、気候、収容数など）。同地区の医師、歯科医師、警察から直接聞いた情報が最も役に立った。
- 現地における器具・器材の整備状況や電気等のインフラ関係の有効性については情報として有用であり、それらは先遣隊として現地に入っていた知人から得た。
- 現地に歯科検査用器材があるか否か。器材を持参すべきかどうか。
- 派遣前の情報については、然るべく法歯学の専門家が先遣隊として現地に赴き、何が必要で、何をすべきかを判断し、その情報を送るべきだったと思う。
- 有用であったのは、前任者に直接電話をして、いろいろ聞いた情報（レントゲン撮影可能の有無など）であり、法医学会から「前任者の電話番号もしくはメールアドレスを後任者に通知して、その人から連絡するように」という流れにしてもらえるとよかった。
- 派遣先の遺体検査場所は必ずしも条件が同じではないので、（検案台の有無、写真撮影やエックス線撮影は行われているかなど）先に派遣された医師、歯科医師の意見が極めて重要であった。これらは、電話や電子メールにより直接、派遣された先生方にうかがって得たものである。
- 持参する資器材の準備に関する検査環境に関する情報が不足していた。派遣先に直接連絡をとって得た情報をもっとも有用であった。

3) 気候（余震状況を含めて）、宿泊・収容数について：

- 情報はまったくない状態で出向した。余震状況はもちろん、気象、食料、飲み水、宿泊に関する事など何でも良かった。
- 現地の気候、被災状況（電力供給等）、機材、御遺体の損傷程度。法医学会の ML。

4) インフラの整備について：

- 情報はまったくない状態なので、食料、宿泊に関する事など何でも良かった。
- まずは、気候、食べ物の有無、水道、電気の利用については知りたいと思った。
- 検案所での仕事用の水や電気の確保状況。宿泊所における水や食料確保の状況など。

5) 歯科用レントゲン装置の操作方法について：

- 歯科用レントゲン装置の操作方法を知ることが最も有用で、それは現地で、引き継ぎの時に直接、前の班の先生から教えていただいた。また、メーリングリストに登録している先生方は、メールから多くの情報を得ていたというのを聞いた。

6) 派遣先のご遺体の概数・ご遺体の損傷程度：

- 派遣先のご遺体の概数（前のグループの 1 日ごとに搬入された大体の数）。

6) 名簿（メール・アドレス）について：

- 歯科医師の名簿。

7) その他：

- メーリングリストによる現地派遣者からの情報が有意義であった。
- 現地の情報は刻々と変わっていくので、直前の前任者の生の情報が一番よかった。
- 日本法歯科医学会としての情報通達機構がほしかった。当該学会としてのコーディネイトする機関の必要性を痛感した。

「特に有用であった情報のソース」

- 前任者、法医学会派遣の前任者、直近で派遣された先生とのメール、先遣隊
- 派遣先への直接連絡
- 法医学会からのメール
- FO net の ML
- 人と人とのネットワーク伝聞
- 地区の医師・歯科医師・当県の警察
- 発災直後に被災地に派遣された警察官
- 学会場

表 2. 派遣者間の情報交換や引き継ぎの状況（県別および時期別）

	十分であった					不十分だが支障はなかった					不十分であった		その他			計
	3月	4月	5月	6月	7月	3月	4月	5月	6月	7月	3月	4月	3月	4月	5月	
岩手	●●●	●●●	●●●	●●●●	●	●	●	●●	●	●	●●		●	●	●	26
宮城	●●	●●●●	●●			●●	●●	●●●			●	●●	●●			25
福島			●					●								2
計	●●●	●●●●	●●●	●●●●	●	●●●	●●●	●●●	●	●	●●●	●●	●●●	●	●	53

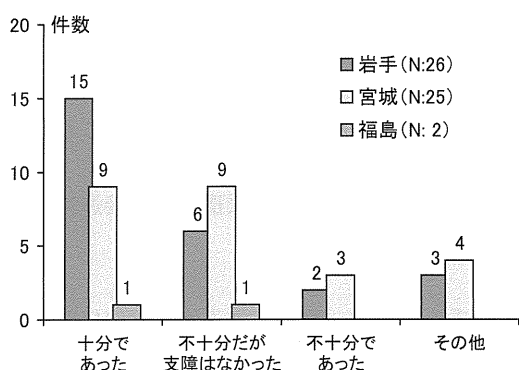


図 3. 派遣者間の情報交換や引き継ぎの状況

4. 派遣前に、特にどのような情報があれば良かったか。

回答を前ページに示す。なお、特に有用であった情報のソースについては上の囲みに示す。

5. 現地での派遣者間の情報交換や引き継ぎについて

派遣された県別に派遣者間の情報交換や引き継ぎについて図 3 に示した。また時期別にみた情報交換・引き継ぎ状況の件数を表 2 に示した。

岩手県では、「十分であった」は 15 件で、派遣の後半である 6 月が 5 件と多く、3 月～5 月は 3 件ずつであった。「十分であった」および「不十分だが支障はなかった」との合計は 21 件 (80.8%) であった。「不十分であった」のは 3 月

に 2 件と少数であったことから、情報交換や引き継ぎが後半では順調であったと思われる。

「その他」(3 件) についての具体的な意見において、3 月では、

- 班によって帰宿の時間がまちまちであったために、情報交換はあまりできなかった。
- 終了後、すぐに引き上げてしまったために引き継ぎなどの情報交換がなく後悔している。

4 月では、

- 前任者により異なり、法医学会からは十分な情報を得たが、歯科医師会からは細部が不明で、現地の歯科医師会の担当者にお問い合わせ。
- 移動手段が違ったために後任者への申し送りの時間がなかった。

5 月では、

- 派遣先によって状況が異なった。

などであった。

宮城県では、「十分であった」および「不十分だが支障はなかった」はともに 9 件で、これらの計は 72.0% であった。これらは初期 (3 月・4 月) が多く、その段階から情報交換や引き継ぎは順調であったと思われる。「不十分であった」

は3件(3月:1件, 4月:2件), 「その他」は4件(3月)であった。

「その他」についての具体的な意見では,

- 歯科医師会会員同士では情報交換があったが, 法医学会と歯科医師会間の連絡がなかった。
- 前任者によって異なった。

などであり, 今後, 情報交換に関する事前の打ち合わせが必須であることを示唆する結果であった。なお, 「質問の意味が分からない」との回答もあった。福島県では「十分であった」, 「不十分だが支障はなかった」が1件ずつであった。

岩手および宮城県における検案所の数はそれぞれにおいて20箇所程度に設定されたために, 各地に派遣された歯科医師同士で情報交換をすることは極めて困難な状況にあり, 携帯電話の不通も相俟って, 情報がうまく伝達されなかったことが, さまざまな障害を生み出す結果につながったものと思われる。このことについては, インフラ整備の早急なる復旧に期待が寄せられる。

6. 今回の, 初期を除き「実働6日で, 原則全員入れ替え」の方針についての意見

1) 日数について

① 3~4日;

- 3日があっても良いと思う。
- 移動日で2日, 作業日で3日というのが緊張感の持続を考慮して, ベストかもしれない。
- 実働3~4日程度がより対応しやすい。集中できる期間(全員入れ替え)である。
- 仕事の関係上1週間は長く, 実働3~4日であれば仕事の都合もつけやすいし, 3~4回の派遣でも耐え得る。
- 大学に所属している場合, 3月期は比較的都合がつくので6日間の派遣に対応できたが, それ以降は先約があり, 不可能であった。実働3日程度だと, より対応できる。
- おそらく移動日で2日, 作業日で3日というのがベストかもしれない。疲れが残ってしまうと日常業務に支障が出るし, 3日ぐ

らいなら緊張感をもって検屍にあたる事が可能である。

② 5日;

- 可能であれば5日程度だとありがたい。
- 前後を含め8日間になるので, 日程を調整するのがなかなか難しい。5日ぐらいにできると, もう少し調整しやすい。

③ 6日で適切;

- 適切であった。
- 丁度よい。問題ない。
- 実働6日間は, 正直, 長くて疲れたし, 本来の大学での業務との兼ね合いもあるので, 「長すぎる」と思っていたが, 交通費等から考えて妥当だと思う。また, 6日間も行えば技術的にも慣れてくるので, 結果的には良かった。
- 日常業務, 体力, 精神的負担から考えて妥当であった。
- 問題はなく, むしろ最初からそういう取り決めていたほうが, こちらも準備がしやすい。
- 丁度よかったと思うが, もう3~4日長くてもがんばれたと思う。
- 検案支援に出向かれたドクターの予定もあるので, この方針で良かったと思う。

④ もっと長期でも良い;

- 長期間滞在し, 現場の状況を熟知した者が最低でも1名いたほうが, 情報交換や引き継ぎはうまくいくと思う。たとえば, 今回の場合, 6日でグループが交代となったので, 9日間滞在する者が少なくとも2名いれば, 2グループをまたがらせることができ, よりスムーズにいったかもしれない。

⑤ その他;

- 体力には自信があったが, 寒さのためと, 検案台がなかったために疲労がたまった。災害の規模にもよるだろうが, 限界なのではないだろうかと感じた。
- 例外的に前任者が残っており, 引き継ぎがあり助かった。送迎等, 移動の問題がある

が、初めての人が多いので、会って引き継ぎが行われるようにするほうがよいと思う。

- 「入れ替え」の日に情報交換ができれば問題ないと思われるが、現地の歯科医師会や、ドライバーと補助を務めてくれた警察官からの情報は有用であったため、これらが期待できないなら、1日～数日の「重なり」がある方がよいかもしれないと思われる（情報交換で）。

2) 人数について：

- 半分ずつの入れ替えも実施方法の一つである。
- 総入れ替えは実務の引き継ぎやチームワークに難点が生じるように思われ、チームの半数が残り、何日間は次のチームと作業し、次のチームはまたその半数が残って、また次のチームと作業をするといった方法が好ましいと思われる。
- 全員入れ替え制でも支障がなかった。
- 法医学会からの派遣者同士で引き継ぐ分には、全員入れ替えでも特に支障はなかった。

3) その他：

- エントリー制の実施が良かった。

実働日数を含めて1週間というのはおそらく長期であり、心身への負担はかなり大きいものと思われる。可能であるならば、実働3日ないし4日ぐらいが良いと思われるが、そうなること、派遣歯科医師の人員確保の問題が出てくるであろうことから、1週間程度の派遣は致し方ない状況と思われる。また、何名かの先生方が重複するような体制での派遣を望むとの回答があったが、そのためには、この度の派遣人数の数倍は必要であると想定される。したがって、この度の派遣方法は最適だったのではないかと考えられる。

7. 今後、支援対策本部が設置された際の派遣の態様についての提案

1) 組織間の連携について：

- 派遣された歯科医師は現地の指示に従うこ

とが原則であることを徹底すべきである。

- 歯科医師会等の他の対策本部との連携を図る必要がある。
- 支援対策本部と現地の対策本部との連携が必須と思われる。出動した方々からの連絡は個人の感想も多く、現地の客観的なデータがないに等しいと思われる。
- 派遣の窓口が法医学会・歯科医師会・歯科医学会と3様であった。優先順位等が構築されると良いと思う。
- 命令系統・派遣元の本一化が望ましい。
- 歯科医師会等の他の対策本部との連携を図る必要がある。
- 可能かどうかはわからないが、法医学会のHP（メンバー用ホームページ）に各被災地の各ドクターの派遣状況や、発見されたご遺体の数、検案所の数や場所の状況、さらに現地に行くための交通機関の情報等を載せてもらえれば、より準備がしやすくなると思う。
- 歯科医派遣については、やはり、日本法歯科医学会が中心になり、エントリーをとりまとめる等の動きが必要であったのではないかと思う。
- 警察との連携がスムーズになり、迅速に行動できるようになれば良いと思う。
- 歯科所見採取は、慣れた複数人で行うことで正確かつ効率的に行える。そのため、日常的に連携のとれている者を同じ場所に派遣することが望ましい。このことは歯科医師のみにとどまらず、歯科医師と警察との連携についても同様と考える。
- 今回は名古屋市立大の青木先生に検案支援のコーディネイトを负っていただいたが、数名のチームによる連絡網が必要と思った。

2) その他：

- 身元確認に従事した人々に対する心理的ケア（Interpol 推奨の DVI システム）および勤務の小休止を望む。
- Interpol の推奨する DVI システムの最後の

段階では、「身元確認に従事して人々に対する心理的ケア」を行うことになっており、いくら法医学に勤務しているといっても、あれほどのご遺体、幼児や小学生などの冷たい体を見たり、触れたりして、派遣後に今まで通りの通常業務に戻れというのはあまりにも酷だと思う。派遣後の心理的ケアおよび小休暇も含めて検討していただきたいと思う。

- 活動可能な人のみを派遣してほしい。
- スマトラの津波では冷凍庫が用意されたので、日本も後半の派遣時に冷凍庫が用意されれば、随分、効率が上がったと思う。
- メールをやっていなくても、検死志願者の募集の告知が届くと助かる。
- 今回はあれで良かったと思う。開業医としては、1週間以上の余裕があれば助かる。患者さんから見れば、「また、あの先生、現場に行つて（診療を）休んでは」と思うような理解のある方々のみが、続いて来てくれるような気がする。感謝している。

・ 検案の実施について

8. 検査した場所・施設（複数回答）

派遣された県別に、検査した場所・施設について図4に示した。

岩手県では、最も多かった施設は「学校・体育館」の18件で、「工場・倉庫等」は15件であった。

宮城県では、最も多かった施設は岩手県と同様に「学校・体育館」の16件で、「工場・倉庫等」は9件、「その他」が3件であった。「その他」の施設は、石巻旧青果市場、女川陸上競技場、アリーナおよび警察学校などの大きな施設が提供された。

福島県では、「学校・体育館」が1件、「工場・倉庫等」が2件であった。

9. 派遣先の電気の確保状況

派遣された県別に、検査を行った施設での電気の確保について図5に示した

岩手県では、「通じていた」が15件（57.7%）

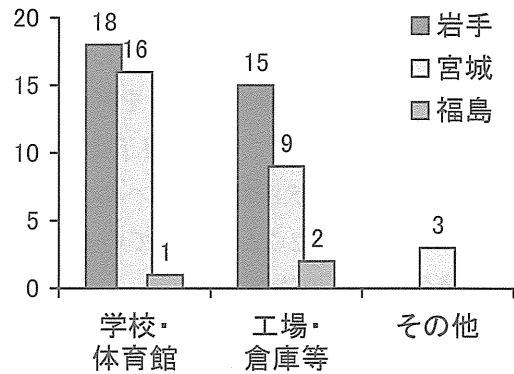
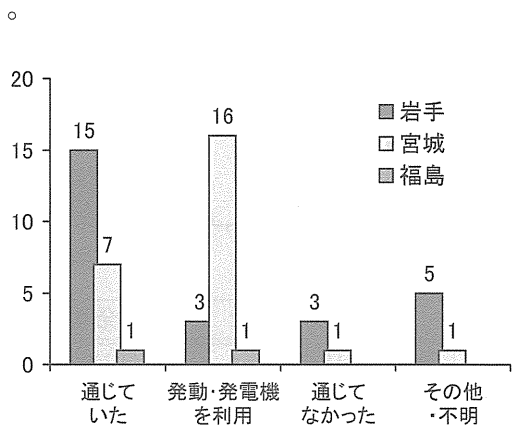


図4. 検査を行った場所・施設（複数回答）



	通じていた	発動・発電機
岩手	15(57.7%)	3(11.5%)
宮城	7(28.0%)	16(64.0%)
福島	1	1

図5. 検査を行った施設での電気の確保状況

で、「発動機・発電機を利用」および「通じていなかった」はともに3件（11.5%）、「その他・不明」は5件であった。通じていなかった施設での対応は、充電可能な機器を宿泊先のホテルで充電した場合もあった。

宮城県では、「通じていた」が7件（28.0%）で、「発動機・発電機を利用」のほうが16件（64.0%）と多く、「通じていなかった」および「その他・不明」がともに1件であった。

福島県では、「通じていた」および「発動機・発電機を利用」がともに1件であった。

当初、停電であったことは、身元確認作業の遂行に多大な影響を与えた。たとえば、作業は日没とともに終了せざるを得なかったからである。しかし、宿泊施設までの移動時間を考えると、日没で作業を終了したほうが心身に対する

休憩時間を長く充てることができ、むしろ幸いしたと考えるべきなのかもしれない。日航機墜落事故の際には体育館内で作業を行ったことから、深夜 24 時を過ぎてもまだ終了せず、いつ終わるとも知れない状況は、身体への負担が過労となって蓄積されたことを感じている。

10. 派遣先の水道の確保

派遣された県別に、検査を行った施設での水道の確保について図 6 に示した。

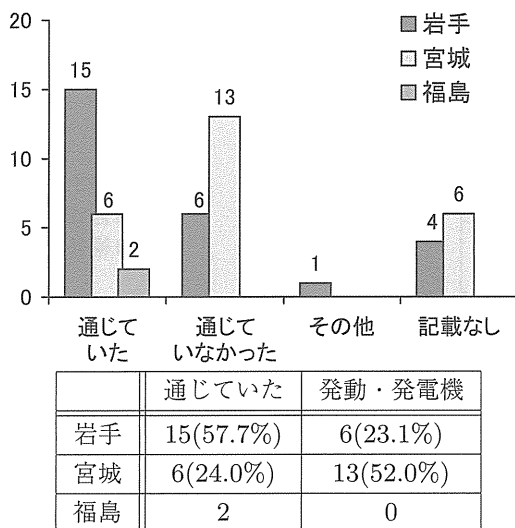


図 6. 検査を行った施設での水道の確保状況

岩手県では、「通じていた」が 15 件 (57.7%) と多く、「通じていなかった」は 6 件 (23.1%) であった。通じていなかった施設では、給水タンク、プールの水、近くの小川、貯水槽の利用のほか、警察官による支援があった。

宮城県では、「通じていた」が 6 件 (24.0%) で、「通じていなかった」ほうが 13 件 (52.0%) と多かった。通じていなかった施設では、自衛隊の給水車、プールの水、ペットボトルの水の利用のほか、警察からの調達があった。

福島県では、「通じていた」が 2 件中 2 件であった。

質問 9 の電気および質問 10 の水道に関する回答から、それらの確保状況をみると、岩手県ではともに「通じていた」ほうが多いとはいえ、ともに半数程度 (57.7%) であり、また、宮城県では「通じていた」のは 28.0% および 24.0% と低く、これらの確保が困難であったことがわか

る。電気については、平時から電池を十分に用意しておくことと、充電式の資器材の準備が望まれた。

11. 歯科所見採取時、検案台の上で行うことができたか

派遣された県別に、歯科所見採取時の検案台の使用状況について図 7 に示した。また、時期別にみた検案台の使用状況の件数を表 3 に示した。

岩手県では、「検案台の上でできた」が 22 件 (84.6%) と多く、「できなかった」は 4 件 (15.4%) であった。

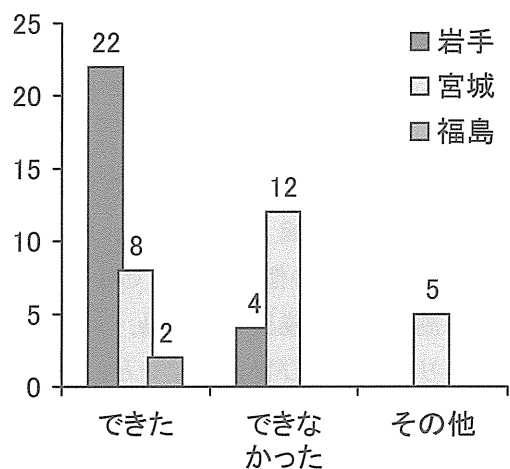
できなかった場合の詳細は、

- 震災直後には検案台がなかったが、5 月になって岩手医科大学によって設置された。
- 場所によって、ある所とない所があった。

であった。

時期別にみると「検案台の上でできた」のは 4 月～6 月が 5～6 件で、「できなかった」のは 3 月の 4 件のみであった。

宮城県では、「検案台の上でできた」が 8 件 (32.0%) で、「できなかった」のほうが多く 12 件 (48.0%) であった。「その他」は 5 件で、その詳細は、



	できた	できなかった	他
岩手	22(84.6%)	4(15.4%)	0
宮城	8(32.0%)	12(48.0%)	5
福島	2	0	0

図 7. 歯科所見採取時検案台の使用状況

表 3. 歯科所見採取時検案台の使用状況（県別および時期別）

	できた					できなかった		その他			計
	3月	4月	5月	6月	7月	3月	4月	3月	4月	5月	
岩手	●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●	●●					26
宮城		●●	●●			●●●●●	●●●	●●	●●	●	25
福島			●●								2
計	●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●	●●●●●	●●●	●●	●●	●	53

表 4. 歯科所見採取の死体検案の流れにおける時点（県別および時期別）

	死体検案のあと					それ以外			記載なし・不明		計
	3月	4月	5月	6月	7月	3月	4月	5月	3月	4月	
岩手	●●●	●●●	●●●	●●●	●●	●		●			26
宮城	●●●●	●●●●	●●●						●	●	25
福島			●●								2
計	●●●●	●●●●	●●●●	●●●	●●	●		●	●	●	53

「見分のあと」は、3県すべて0件であった

- 初めは使用できなかったが、後に可能となった。
- 会議用の机を使用した。
- 当初は棺桶の上で採取した。
- 日によって派遣先が異なり一定しなかった。
- 検案所によって異なった。

であった。

時期別にみると「検案台の上でできた」のは4月、5月がともに4件ずつで、「できなかった」のは3月が9件と多く、4月が3件であった。「その他」が3月～5月に1、2件あった。

福島県では、2件ともに「検案台の上でできた」であった。

身元確認作業の際は、ご遺体を事務机のような検案台に乗せて行くと、検査者の身体への負担をかなり抑えることが可能である。是非とも、その調達が望まれる。

12. 死体検案の流れの、どの時点で歯科所見採取を行ったか

派遣された県別に、歯科所見採取における死

体検案の流れについて図8に示した。また、時期別にみた死体検案の流れの件数を表4に示した。

岩手県では、「警察官による見分のあと」は0件で、「警察官による見分後、医師による死体検案のあと」が24件、「それ以外」が2件（3月・5月）であった。

「それ以外」については、「基本として医師の検案後であったが、遺体数が多いために先に歯科所見採取のケースがあった」との意見であった。

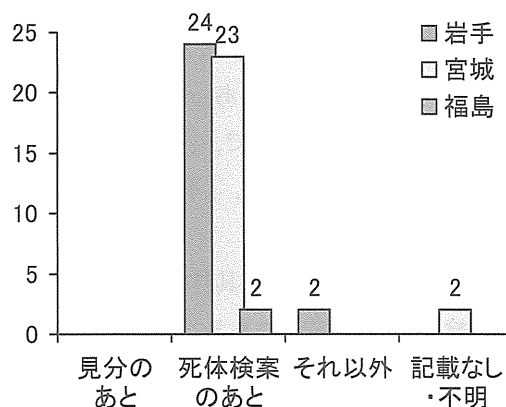


図 8. 歯科所見採取の死体検案の流れにおける時点

表 5. 歯科所見検査に際して設備上での支障を感じたこと（県別および時期別）

	特になかった					あった					記載なし・不明				計
	3月	4月	5月	6月	7月	3月	4月	5月	6月	7月	3月	4月	5月	6月	
岩手	●●●●	●●●	●●●	●●●	●	●●●	●●	●●●	●●	●				●	26
宮城	●●●	●●●●	●●●			●●●●	●●●	●●					●		25
福島			●					●							2
計	●●●●	●●●●	●●●●	●●●	●	●●●●	●●●	●●●	●●	●			●	●	53

宮城県では、「警察官による見分のあと」は岩手県と同様に0件で、「警察官による見分後、医師による死体検案のあと」が23件、「記載なし・不明」が2件（3月、4月）であった。

福島県では、「警察官による見分後、医師による死体検案のあと」が2件であった。3県すべてにおいて、「警察官による見分後、死体検案のあと」が圧倒的に多かった。「その他」として以下の記載があった。

- 当初、安置所の床上あるいは棺桶の中に安置された遺体をそのまま視ていた。歯科所見採取が検案に追いついた時点で、現場の警察官に交渉して、検視、検案のあと、そのまま検案台の上で所見を採取できるようにした。
- 検案台の上でできたが、台自体が膝程度の高さで低かった。

13. 設備について、歯科所見検査を行う上で特に支障を感じたこと

派遣された県別に、歯科所見検査に際しての設備上の支障について図9に示した。また、時期別にみた設備上の支障の件数を表4に示した。

岩手県では、「特になかった」が14件（53.8%、3月～6月に3～4件）、「あった」が11件（42.3%、3月～6月に2～3件）で、「特になかった」のほうが11.5ポイント高く、「不明・記載なし」が1件（3.9%）であった。

「あった」と回答した具体的な意見には、

- 検死台は不可欠である。
- エックス線装置は不可欠である。
- 停電のため日没とともに作業を終了せざるを得なかった。

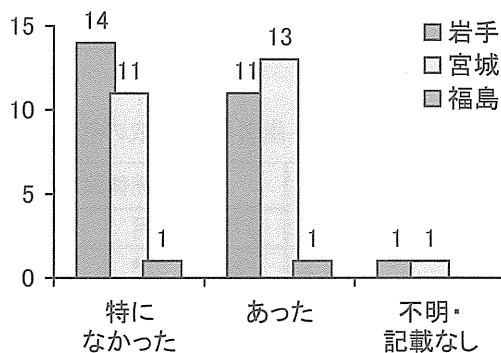


図 9. 歯科所見検査に際して設備上での支障を感じたこと

- 口腔内が暗く、後方歯の所見採取が困難であった。
- LED は誤判定を招き易い。
- 遺体安置所は検視場所より暗かった。
- 照明不足であった。
- 歯科医2名のほかにライト持ちとして1名を望む。

などの記載があった。

宮城県では、「特になかった」が11件（44.0%、3月～5月に3～5件）、「あった」が13件（52.0%、3月に8件、4月～5月に2～3件）で、「あった」のほうが8.0ポイント高く、「不明・記載なし」は1件（4.0%）であった。

「あった」と回答した具体的な意見には、

- 医科と同様に遺族の目に触れないように、仕切りを設置するべきである。
- エックス線撮影装置は不可欠である。
- 検案ブースがなく動線が入り乱れていた。

- エックス線撮影をできなかったので、根管充填・埋伏歯の有無等の重要所見をデンタルチャートに記入できなかった。
- 器具の不足（3月の時点）。
- 照明不足。
- LED は誤判定を招き易い。

などの記載があった。

14. 検査はダブルチェックシステム（2名の歯科医が検査者と記録者になり、終了後にはその役割を交代してチャートを完成する方法）で行ったか

派遣された県別に、検査に際してダブルチェックシステムの実施状況を図10に示した。

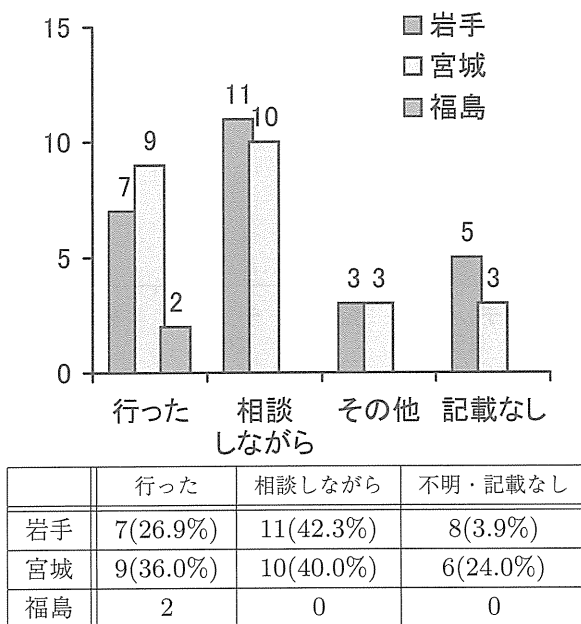


図10. 検査に際してダブルチェックシステムの適用について

岩手県では、「行った」が7件（26.9%）、「検査者と記録者が相談しながら、チャートを記入する方法を行った」（以下、「相談しながら」）が11件（42.3%）、「その他」が3件、「記載なし」が5件であった。

宮城県では、「行った」が9件（36.0%）、「相談しながら」が10件（40.0%）、「その他」および「記載なし」がともに3件であった。

福島県では、「行った」が2件であった。

岩手・宮城の両県ともに、「相談しながら」

（42.3% および 40.0%）のほうが「行った」（26.9% および 36.0%）より多かった。「行った」と回答した具体例として、以下の意見があった。

岩手県では、

- 記録者が同一人の場合もあったが、検査者はダブルチェック。
- 3名の歯科医で相談しながら。
- 直後は遺体が多数のため行われず、基本的に検査者一人で。
- 歯科医師会からの派遣の2名の先生方がいた時は、その先生同士で「相談しながら」であり、レントゲンの使用方法と携行品の中身を知っていた記入者は、ほぼ介助役に徹した。
- 歯科医師会からの派遣が終了し、法医学会員同士になると、「相談しながら」から徐々に「行った」に移行、最終的にダブルチェックのみとなった。
- 派遣がすべて終了した後は、地元の先生と「行った」。ただし、地元の先生は診療中で時間がとれないときは、どちらかが不在のまま所見を残した。
- 不一致であったとき、一緒に遺体を見ながら確認できず不便であった。歯科医師の都合がつかない場合、やむをえず、記入者のみでチャートを作成する現場もあった。

宮城県では、

- 警察官の手伝いを得た。
- 記録を提出したため、改めてチャートの提出はしなかった（警察の意向）。
- 記録者が同一人の場合もあったが、検査者はダブルチェックをした。
- 派遣された歯科医が一人であった。
- ご遺体の数が多いので、ダブルチェックは行わず「相談しながら」であった。

3県の状況をみると、歯科所見の採取・記入については、遺体の数からして、「相談しながら」の傾向にあることは容易に想像がつく。しかし、そのような状況下では記入ミスが発生する可能性は高くなると思われる。そこで、第三者

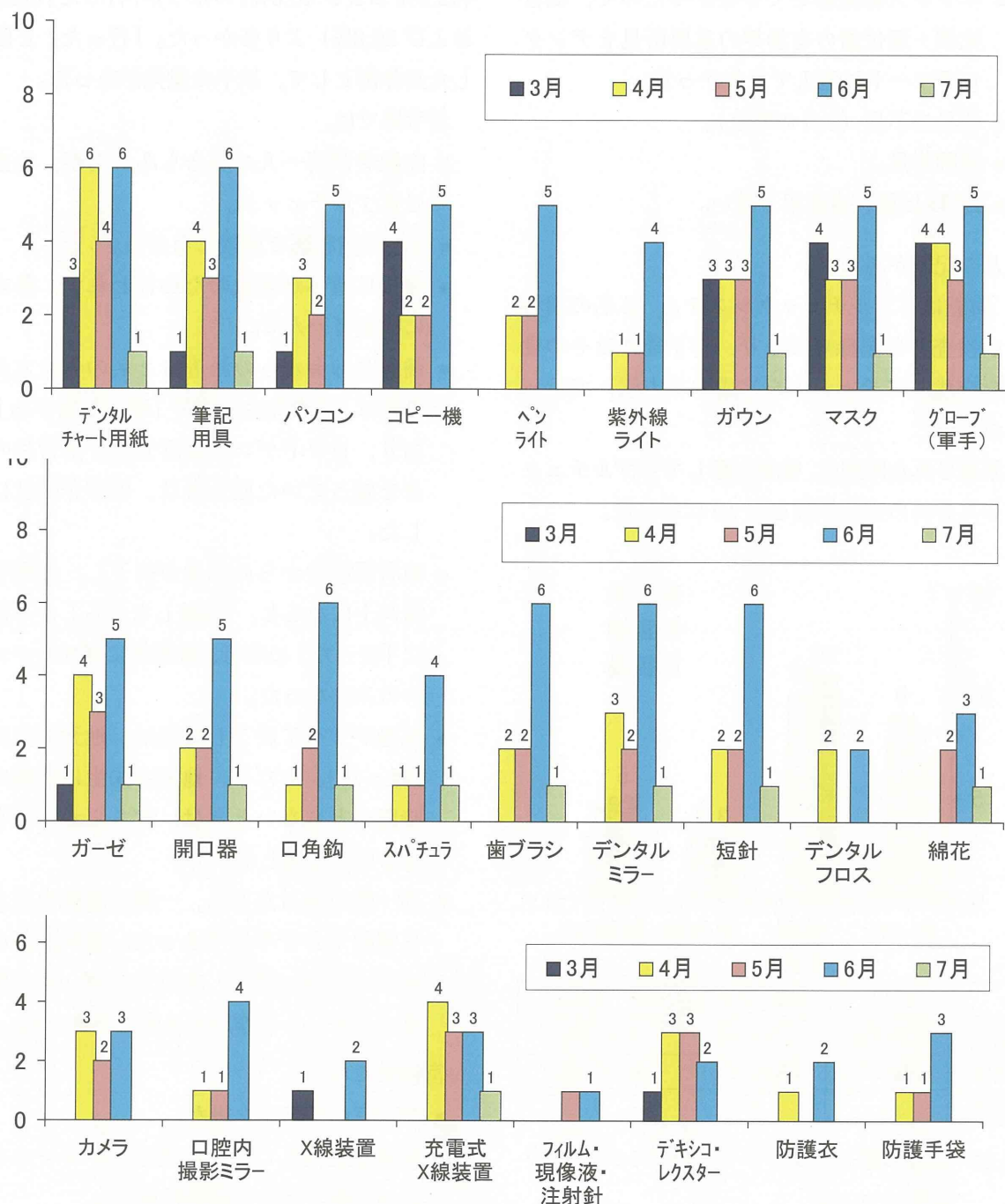


図 11-1. 派遣月別による検案場所に用意されていた器材 (岩手県)

の眼によるチェック機能をもたせるために、もう一人歯科医師の存在が重要であると思われた。

15. 検案場所に用意されていた器材について

検案場所に用意されていた器材について時期別に、岩手県は図 11-1 に、宮城県は図 11-2 に示した。

岩手県 (図 11-1) では、3月の時点で複数件用意されていた器材は、デンタルチャート用紙、

コピー機、ガウン、マスク、グローブなどで、4月にはほとんどの器材が用意され、6月にはすべての器材数が増えている。充電式エックス線装置は4月に用意された。

宮城県 (図 11-2) では、3月の時点で多くの器材が用意されており、さらに4月には数が増えている。充電式エックス線装置は0であった。

福島県では、5月の時点で、「エックス線装置